

## 議第九十号

### 岐阜県科学技術振興センター条例の一部を改正する条例について

岐阜県科学技術振興センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年九月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県科学技術振興センター条例の一部を改正する条例

岐阜県科学技術振興センター条例（平成十年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

テクノプラザものづくり支援センター条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 ものづくり及び情報通信に係る人材の育成、産学官の交流及び企業等の活動の場の提供並びに県民に対する情報提供を行うことにより、県民生活の向上及び岐阜県のものづくり産業の振興に寄与するため、各務原市にテクノプラザものづくり支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

第十二条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ものづくり産業の振興に資する事業の企画及び実施に関すること。

第十三条第一号イ中「及び」を「（第一別館及び第二別館にあつては、土曜日及び日曜日）」に改め、「休日」の下に「及び十二月二十九日から翌年の一月三日まで」を加え、同号イに次のただし書を加える。

ただし、ベンチャーファクトリーについては、無休とすること。

第十三条第一号ロを削り、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとし、同条第二号イに次のただし書を加える。

ただし、第一別館及び第二別館についてはそれらの利用時間を午前九時から午後五時までとし、ベンチャーファクトリーについてはその利用時間を終日とすること。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第六条、第十一条関係）

一 本館

附属施設設備等	実証室	会議室				多目的ホール	区分		金額 (円)
		特別会議室	第四会議室及び 第五会議室	第三会議室	第一会議室及び 第二会議室		午前	午後	
附属施設設備等	一平方メートル一月につき八七〇	五、二四〇	三、二五〇	三、八八〇	三、六七〇	二二、一五〇	午後	二二、一五〇	知事が定める額
		五、二四〇	三、二五〇	三、八八〇	三、六七〇	一六、一三〇	夜間	二二、七九〇	
		六、九二〇	四、三〇〇	五、一三〇	四、九二〇	六、六〇〇	午前及び午後	二五、四五〇	
		九、三二〇	五、七七〇	六、九二〇	六、六〇〇	七、六五〇	午後及び夜間	三四、三七〇	
		一四、六七〇	九、一二〇	一一、〇〇〇	一〇、三七〇	全日			

二 第一別館

附属施設設備等	講師控室	研究室						区分		金額 (円)		
		第十四研修室	第十三研修室	第十一研修室	第八研修室、第九研修室及び第十研修室	第六研修室、第十二研修室及び第十五研修室	第三研修室及び第四研修室	第一研修室、第二研修室、第五研修室及び第七研修室	午前		午後	
附属施設設備等	講師控室	八八〇	九、六七〇	六、一六〇	七、九一〇	二、六四〇	三、五二〇	四、四〇〇	一、七六〇	午後	二、三四〇	知事が定める額
		一、一七〇	一二、九〇〇	八、二一〇	一〇、五五〇	三、五二〇	四、六九〇	五、八六〇	二、三四〇	午後	三、四九〇	
		一、七四〇	一九、一八〇	一二、二一〇	一五、六九〇	五、二四〇	六、九八〇	八、七二〇	三、四九〇	全日		

三 第二別館

附属施設設備等	第一研修室、第二研修室及び第三研修室	区分		金額 (円)
		午前	午後	
附属施設設備等	第一研修室、第二研修室及び第三研修室	一、五六〇	二、〇七〇	三、〇九〇
		午後	全日	

四 ベンチャーフアクトリー

区分	金額 (円)
ベンチャーフアクトリー	一平方メートル一月につき八七〇

別表備考第一号口に次のただし書を加える。

ただし、第一別館及び第二別館にあっては、午後一時から午後五時までをいう。

別表備考第一号へに次のただし書を加える。

ただし、第一別館及び第二別館にあつては、午前九時から午後五時までをいう。

別表備考中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 利用料金の額を算出する基礎となる面積に二平方メートルに満たない端数があるときは、これを一平方メートルとして計算するものとする。

四 一月当たりで定められている利用料金の額については、利用期間が一月に満たないときは、日割で計算するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 この条例による改正後のテクノプラザものづくり支援センター条例第十条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 提 案 説 明

岐阜県科学技術振興センターの名称及び施設の内容を変更し、並びに利用料金の上限額を定める等のため、この条例を定めようとする。

